

# 試験成績書

試験成績書番号： 11TR-Y0872

受付日及び受付番号： 平成23年 9月27日 ( D11Y0485 )

申 込 者： 株式会社 テネモスネット  
( 名 称 ・ 住 所 )

埼玉県川口市新井宿86-6

製 品 名： 活水器

製 品 の 型： マナウォーター <大サイズ>

製 品 の 定 格： -----

適 用 規 格： 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令のうち耐圧性能  
(平成9年3月19日厚生省令第14号)最終改正：平成23  
年1月28日厚生労働省令第11号

試 験 結 果： 適 合

平成23年10月11日

一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

横浜事業所長 初見 隆司



試験実施場所: 一般財団法人 電気安全環境研究所

東京事業所

〒151-8545

東京都渋谷区代々木5-14-12

横浜事業所

〒230-0004

神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

関西事業所

〒661-0974

兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

試験品受取日: 平成23年 9月27日

試験実施日: 平成23年10月11日

試験実施者: 河野 洋史  
河野 洋史

確認者: 白井 藤雄  
白井 藤雄

試験項目の判定:

N ( . A . ) : 該当しない試験項目

P ( a s s ) : 適合した試験項目

F ( a i l ) : 適合しない試験項目

— : 適用しなかった試験項目 ( 依頼者の指定による )

一般注意事項:

- ・この試験成績書は、試験を行った製品に対してのみ有効である。
- ・この試験成績書を部分複写して使用する場合には、JETの承認を  
書面により受けなければならない。



給水装置の構造及び材質の基準に関する省令			
項目	要求事項 — 試験	結果	判定
第一条	(耐圧に関する基準)		P
第1項	給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。		P
一号	給水装置(貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	給水口より1.75MPa 1分間 異常なし	P
二号	貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具(次号に規定する部分を除く。)は、耐圧性能試験により0.3MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。		N
三号	前号の給水用具のうち一缶二水路型貯湯湯沸器(一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。)は、その浴槽内の水等の加熱用の水路(熱交換器内のものに限る。)の部分については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。		N
四号	Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前三号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。		N
第2項	給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。		—
第3項	家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。		—
第二条	(浸出に関する基準)		—
第三条	(水撃限界に関する基準)		—
第四条	(防食に関する基準)		—
第五条	(逆流防止に関する基準)		—
第六条	(耐寒に関する基準)		—
第七条	(耐久に関する基準)		—



## 別表第一

項目	要求事項－試験	結果－測定	判定
	浸出性能		－

## 別表第二

項目	要求事項－試験	結果－測定	判定
	吐水口空間距離（呼び径が 25mm 以下のもの）		－

## 別表第三

項目	要求事項－試験	結果－測定	判定
	吐水口空間距離（呼び径が 25mm を超えるもの）		－

## 試験方法

項目	要求事項－試験	結果－測定	判定
	試験方法は、次の該当する日本工業規格の最新版を適用した。		P
	水道器具－耐圧性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 1	P
	水道器具－耐寒性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 2	－
	水道器具－水撃限界性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 3	－
	水道器具－逆流防止性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 4	－
	水道器具－負圧破壊性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 5	－
	水道器具－耐久性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 6	－
	水道器具－浸出性能試験方法	J I S S 3 2 0 0 - 7	－

附記：この試験は、依頼者が提出した製品を依頼者が指定する試験条件及び指定箇所について行った。

写 真

